

大阪府立中央図書館広告掲載募集要項

1 趣旨

大阪府立図書館（中央・中之島）では、図書等の貸出の際に利用者にお渡しする貸出票（レシート）及びホームページに広告を掲載しております。

広告を掲載し、その広告料で大阪府立図書館の所蔵資料の充実をはかることにより図書館利用者のサービス向上及び地域経済の活性化への寄与を目的としております。

2 募集内容

(1) 募集広告

大阪府立図書館貸出票（レシート）及びホームページ広告

(2) 広告掲載媒体

【貸出票（レシート）】

①広告の大きさ 幅510ピクセル×高さ290ピクセル
印字ドット密度180dpi×180dpi
(幅約7cm×高さ約4cm)

②広告位置 貸出票下部に掲載

③1か月あたり発行枚数 約12,900枚

【ホームページ】

①広告の大きさ 幅180ピクセル×高さ50ピクセル

②広告位置 ・トップページ：両館共通ページ左右
・蔵書検索ページ：上部

※1か月あたり閲覧件数 ・トップページ：約90,000件

・蔵書検索ページ：約233,000件

(3) 広告掲載期間

1か月単位とする。

毎月、1日から月末までを基本として複数月の申込みも可能です。

3 広告料

1か月あたりの広告料は下記のとおりです。

①貸出票（レシート）1枠：35,000円

②ホームページ

・トップページ 1枠：5,000円

・蔵書検索ページ 1枠：10,000円

ただし、年間契約等を締結する場合については、別途協議に応じる場合があります。

4 応募方法等

(1) 応募方法

大阪府立中央図書館へ電子メールで応募（広告掲載希望日の1か月前まで）
件名欄に必ず「広告掲載依頼」と記載してください。

応募先電子メールアドレス：chuotosho@sbox.pref.osaka.lg.jp

(2) 提出書類

①大阪府立中央図書館広告掲載申込書（様式1）

- ②掲載広告のビットマップ形式のファイル
- (3) 広告掲載可否の決定
図書館要綱第3条に基づき審査を行い、広告掲載の可否を決定する。

5 遵守事項

広告を掲載するにあたっては、法令、大阪府広告事業要綱、大阪府広告事業掲載基準及び大阪府立中央図書館広告事業要綱、大阪府立中央図書館広告掲載取扱要領及び承諾書裏面の遵守事項を守ってください。

6 制限事項

次に該当する場合は、広告掲載の申込みができません。また、申込書に虚偽の記載があった場合は、広告掲載の承認を取り消すことがあります。

- (1) 申込書の提出又は提出から広告掲載者の決定までの間に大阪府の指名停止基準に基づく指名停止を受けている場合
- (2) 法令、要綱、掲載基準、図書館要綱及び遵守事項を守れない場合
- (3) 納期限までに広告料を納付できない場合

7 その他

- (1) 広告掲載決定後は、速やかに大阪府立中央図書館担当者と必ず打合せを行ってください。
- (2) 大阪府立図書館に関するデータは下記のリンク先を御参照ください。
要覧：<http://www.library.pref.osaka.jp/lib/tokeikisoku.htm#yoran>

8 応募先・問合せ先

〒577-0011 東大阪市荒本北1丁目2番1号
大阪府立中央図書館 総務企画課
(電話 06-6745-0170)